

議案第 2 号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成27年3月11日

沖縄県教育委員会

(別紙)

## 沖縄県教育委員会規則第 号

### 沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2章を次のように改める。

#### 第2章 教育長職務代理者の指名等

##### (教育長職務代理者の指名)

第2条 法第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）は、会議において教育長が指名するものとする。

##### (教育長職務代理者の委任事項)

第3条 法第25条第4項の規定により、教育長職務代理者がその権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任する場合においては、事務を委任する範囲及びその委任を受ける者を会議において指定するものとする。

第4条第1項中「1週間前に」を「あらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会議招集の通知後に急を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第5条第2項中「第3水曜日に」を「1回」に改め、同項ただし書きを削り、同条第3項を削り、同条第4項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上から会議に付議する案件を示して会議の招集の請求があつた」を「法第14条第2項の規定により委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき案件を示して会議の招集が請求された」に改め、同項を第3項とする。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

第7条第2項から第9条第1項までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条中「委員長」を「教育長」に、「あつた」を「あった」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第11条中「できなかつた」を「できなかつた」に、「を終わることができなかつた」を「が終結しなかつた」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第12条の見出し中「開閉」の次に「等の宣告」を加え、同条中「及び閉会」を「、閉会、休憩等」に、「委員長」を「教育長」に、「行う」を「これを宣告する」に改める。

第14条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「秘密会を開く」を「法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件を審議する」に、「委員長」を「教育長」に改め、「職員以外の者」の次に「及び傍聴人」を加える。

第15条を次のように改める。

##### (議案の提出)

第15条 議案は原則として教育長が、その理由を付した上で提案するものとする。

2 委員が議案を発議しようとするときは、その案を添え、理由を付し、1名以上の賛成者とともに連署してこれを教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するもの又は簡易なものは、この限りでない。

第16条第2号中「前回会議録」を「議事録」に改め、同条第3号中「会議録」を「議事録」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

##### (4) 報告事項

##### (5) 議案審議（議決事項及び協議事項）

第16条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

##### (6) その他

第17条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第18条中「委員長」を「教育長」に、「なつた」を「なった」に改め、「提出者」の次に「又は提出者の委任を受けた者」を加え、「、討論に入る」を「ほか、採決する」に改め、「質疑」の次に「及び討論」を加える。

第19条及び第20条を次のように改める。

#### 第19条及び第20条 削除

第21条中「委員長」を「教育長」に改め、「質疑」の次に「又は討論」を加える。

第22条第2項中「1人以上の賛成者をまつて議題とする」を「教育長は、1人以上の賛成があれば、これ

を議題としなければならない」に改める。

第23条第1項中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 採決は、案件について異議の有無を会議に諮ることにより行うものとする。この場合において、異議がないと認めるときは、教育長は可決の旨を宣告するものとする。ただし、案件について異議があるときは、教育長は挙手により採決しなければならない。

第23条第3項中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に、「よつて」を「より」に改める。

第24条第1項中「先立つて」を「先立って」に改める。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 削除

##### 第25条 削除

第5章を次のように改める。

#### 第5章 議事録

(議事録の作成)

第26条 教育長は、会議終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

(議事録記載事項)

第27条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため会議に出席した職員の職氏名
- (4) 報告事項の要旨及び出席者の発言内容
- (5) 議決の結果及び出席者の発言内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議において必要と認めた事項

2 法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

(議事録の署名)

第28条 議事録には、教育長及び教育長が指名した委員が署名するものとする。

(議事録の承認及び公表)

第29条 議事録は、次回以降の会議において速やかに承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得た議事録（第27条第2項の規定により作成したもの）は、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

3 議事録に記載した事項に関し委員中に異議があるときは、教育長は会議に諮ってこれを修正することができる。

第30条中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、この規則による改正後の第2章の規定は適用せず、この規則による改正前の第2章の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、改正後の規定中（第26条を除く。）「教育長」とあるのは「委員長」とする。

## 規則案の概要の説明

課名 教育庁総務課

## 1 件名

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、以下のような制度変更があるため、地方教育行政の組織運営に関する法律（以下「地教行法」という。）に基づき、教育委員会の会議に関し必要な事項を定める同規則を改正する必要がある。

## 【地教行法改正に伴う制度変更】

- (1) 新「教育長」職の設置に伴う委員長職の廃止
- (2) 教育長の職務代理者は事務局職員からではなく教育委員の中から教育長が指名
- (3) 教育委員の定数の3分の1以上からの請求に基づく会議の招集
- (4) 教育長は、会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するよう努める
- (5) 地教行法の条ずれ

## 3 改正案の概要

- (1) 教育長職務代理者の指名及び職務代理者から事務局職員等への事務委任に関する事項を定める。〈第2章関係〉
- (2) 地教行法第14条第2項による委員からの招集手続について定める。〈第5条第3項関係〉
- (3) 議事録の作成・公表に関し必要な事項を定める。〈第5章関係〉
- (4) 会議の主宰者を委員長から教育長に改める。
- (5) その他、教育委員会会議の運営状況及び教育委員意見を踏まえ、規定の見直しを行うとともに所要の規定の整理を行う。
- (6) この規則は、平成27年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定める。〈附則第1項から第2項まで〉

## 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（(2)による改正後の第16条）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

## 沖縄県教育委員会會議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

	改 正 案	現 行
第1章 (略)	(趣旨)	第1章 総則
第1条 (略)	(略)	(趣旨)
		第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、沖縄県教育委員会の会議（以下「会議」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。
第2章 教育長職務代理者の指名等		第2章 委員長の選挙方法等
		(委員長の選挙)
		第2条 委員長の選挙は、会議において無記名の単記投票により行い、有効投票の最高多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者の中、くじで定める者）をもつて当選人とする。その投票に關し異議があるときは、会議においてこれを決定する。
		2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。この場合には、被指名人をもつて當選人と定めると定めることを會議に諮り、委員全員の同意をもつて決定する。
		3 委員長の選挙があつたときは、その住所及び氏名を告示するものとする。
		(委員長職務代理者の選挙)
		第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行つたときに教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）は、会議において教育長が指名するものとする。
		(教育長職務代理者の委任事項)

**第3条** 法第25条第4項の規定により、教育長職務代理者がその権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任する場合には、事務を委任する範囲及びその委任を受ける者を会議において指定するものとする。

### 第3章 (略)

#### (会議の招集)

**第4条** 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件をあらかじめ委員に通知して行なう。ただし、急を要する場合は、この限りでない。  
2 会議招集の通知後に急を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

#### (定例会及び臨時会)

**第5条** 会議は、定例会及び臨時会とする。  
2 定例会は、毎月1回開催するものとする。(削る)  
(削る)

**第3** 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は法第14条第2項の規定により委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき案件を示して会議の招集が請求されたときに開くものとする。

### 第6条 削除

#### (参考)

**第7条** 委員は招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならぬ

### 第3章 会議

#### (会議の招集)

**第4条** 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件を1週間前に委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

**第5条** 会議は、定例会及び臨時会とする。  
2 定例会は、毎月第3水曜日に開催するものとする。ただし、その日が休日に当るときは、その後日において最も近い休日でない日に繰り下げる。  
3 委員長は、特別の理由があるときは、前項の定期会期催の日を変更することができます。

**第6条** 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上から会議に付議する案件を示して会議の招集の請求があつたときに開くものとする。

**第7条** 定例会及び臨時会の会期は、委員会に諸つて委員長が決定する。  
2 会期中に議事を終わることができないとき、又は特別の必要があるときは、会議の議決により会期を延長することができる。

#### (参考)

<p>2 委員は招集に応ずることができないとき、又は遅参しようとするときは、会議開会前までに、<u>教育長</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(議席の指定)</p> <p>第8条 委員の議席は、<u>教育長</u>が指定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議席の指定)</p> <p>第8条 委員の議席は、<u>委員長</u>が指定する。</p> <p>2 議席には、氏名標を付する。</p>	<p>(議事日程)</p> <p>第9条 <u>教育長</u>は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、急を要する場合は、これを省略することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議事日程)</p> <p>第9条 <u>委員長</u>は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、急を要する場合は、これを省略することができる。</p> <p>2 議事日程には、会議開催の日時、会議に付議する案件及びその順序等を記載しなければならない。</p> <p>第10条 <u>教育長</u>が必要と認めたとき、又は委員の動議があつたときは、<u>教育長</u>は、会議に<del>詮つて</del>議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。</p> <p>第10条 <u>委員長</u>が必要と認めたとき、又は委員の動議があつたときは、<u>委員長</u>は、会議に<del>詮つて</del>議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。</p>
		<p>第11条 議事日程に記載した案件について会議を開くことができなかつたとき、又はその議事が終結しなかつたときは、<u>教育長</u>は、これを次の会議の議事日程に記載しなければならない。</p>	<p>第11条 議事日程に記載した案件について会議を開くことができなかつたとき、又はその議事が終結しなかつたときは、<u>委員長</u>は、これを次の会議の議事日程に記載しなければならない。</p>
		<p>(会議の開閉等の宣告)</p> <p>第12条 会議の開会、閉会、休憩等は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p>	<p>(会議の開閉)</p> <p>第12条 会議の開会及び閉会は、<u>委員長</u>が行う。</p>
		<p>第13条 (略)</p>	<p>(職員の出席等)</p> <p>第14条 <u>教育長</u>は、必要に応じて事務局の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させるものとする。</p>

2 法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件を審議するときは、教育長は、教育長の指定する職員以外の者及び傍聴人を退席させるものとする。

(議案の提出)

第15条 議案は原則として教育長が、その理由を付した上で提案するものとする。  
2 委員が議案を発議しようとするときは、その案を添え、理由を付し、1名以上の賛成者とともにに連署してこれを教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するもの又は簡易なものは、この限りでない。

(議案の提出)

第16条 会議は次の順序で行う。ただし、特別の場合はこの限りでない。

- (1) 開会
- (2) 議事録の承認
- (3) 議事録署名人の決定
- (4) 報告事項
- (5) 議案審議（議決事項及び協議事項）
- (6) その他
- (7) 閉会

(議題の宣告)

第17条 教育長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。  
2 教育長が必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

(議題の説明等)

第18条 教育長は、議題となつた議案について、提出者又は提出者の委任を受けた者の説明を求めらるほか、採決する前に委員に質疑及び討論の機会を与えるなければならない。

第19条 削除

2 秘密会を開くときは、委員長は、委員長の指定する職員以外の者を退席させるものとする。

(議案等の配付)

第15条 委員に配付する議案その他の書類は、会議のはじめに議席において配付する。ただし、急を要するもの及び秘密を要するものは、この限りでない。

(会議の順序)

第16条 会議は次の順序で行う。ただし、特別の場合はこの限りでない。

- (1) 開会
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 会議録署名人の決定
- (4) 教育長等の報告
- (5) 議事  
(新設)
- (6) 閉会

(議題の宣告)

第17条 委員長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。  
2 委員長が必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明等)

第18条 委員長は、議題となつた議案について、提出者又は提出者の委任を受けた者の説明を求め、討論に入る前に委員に質疑及び討論の機会を与えるなければならない。

(発言)

第19条 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならぬ。

第20条 削除	2 2人以上の者が発言を求めたときは、委員長は、先に発言を求めたと認める者を指名して発言させるものとする。
第20条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。	2 委員長は、発言の内容が議題中の趣旨に反すると認めたときは、これを制止することができる。
第21条 教育長は、質疑又は討論が容易に終わらないとき、又は論旨が尽きたと認められたときは、質疑又は討論の終結を宣告することができます。	第21条 委員長は、質疑 _____ が容易に終わらないとき、又は論旨が尽きたと認められたときは、質疑又は討論の終結を宣言することができます。
(動議)	
第22条 動議が提出されたときは、教育長は、1人以上の賛成があれば、これを議題としなければならない。	第22条 委員は急施を要する事件があるときは、動議を提出することができます。 2 動議が提出されたときは、1人以上の賛成者をまつて議題とする。
(採決)	
第23条 動議が提出されたときは、教育長は、1人以上の賛成があれば、これを議題としなければならない。	第23条 委員長において論旨が尽きたと認めるとときは、会議に諮つて採決しなければならない。
(採決)	
第23条 教育長において論旨が尽きたと認めるとときは、会議に諮つて採決しなければならない。	2 採決は、案件について異議の有無を会議に諮ることにより行うものとする。この場合において、異議がないと認めるとときは、教育長は可決の旨を宣告するものとする。ただし、案件について異議があるときは、教育長は擧手により採決しなければならない。
(原案修正の動議)	
第24条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。	3 教育長は、必要があると認めるとときは、会議に諮つて記名又は無記名の投票により採決することができます。
(原案修正の動議)	
第24条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。	2 (略)
	3 (略)

## 第4章 削除

### 第4章 請願及び陳情

#### (請願、陳情)

第25条 請願又は陳情をしようとする者は、委員長の許可を得て、会議において事情を述べることができる。

2 請願又は陳情を採択すべきか否かは、会議において決定する。

## 第5章 議事録

#### (議事録の作成)

第26条 教育長は、会議終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

## 第5章 会議録

#### (会議録の作成)

第26条 会議録は、委員長が、教育長の推せんする事務局職員にこれを作成させる。

2 会議録は、会議終了後速やかに作成しなければならない。

#### (議事録記載事項)

第27条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 教育長及び議場に出席した職員の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の大要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議において必要と認めた事項

2 法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

#### (議事録の署名)

第28条 議事録には、教育長及び教育長が指名した委員が署名するものとする。

#### (議事録の承認及び公表)

第28条 会議録には、委員長、委員長が指名した委員及びこれを作成した職員が署名するものとする。

#### (会議録の承認)



第29条 議事録は、次回以降の会議において承認を得なければならない。

第29条 会議録は、次回の会議において承認を得なければならぬ。ただし、委員長が認めたときは、次の次の回以降の会議において承認を得るものとすることができる。

2 前項の規定により承認を得た議事録（第27条第2項の規定により作成したものと除く。）は、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

(新設)

3 議事録に記載した事項に異議があるときは、教育長は会議に諮つてこれを修正することができる。

2 会議録に記載した事項に異議があるときは、委員長は会議に諮つてこれを修正することができる。

## 第6章 雜則

(補則)

第30条 この規則に定めるもののか、会議の運営について必要な事項は教育長が会議に諮つて定める。

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 根拠法令等の参照条文

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後・抜粋）

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 教育委員会の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成26年法律第76号) 附則(抜粋)

(旧教育長に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十六条第一項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員(以下単に「委員」という。)としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「新法」という。)第二章(第二条を除く。)、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は適用せず、旧法第二章(第二条を除く。)、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十二条第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、「則して」とあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とする。